

日本生協連が厚生労働省に提出した意見と回答

※厚生労働省は類似の意見に一括して回答しており、以下の回答は日本生協連の意見に対する個別の回答ではありません。また、日本生協連の意見の前文は省略しています。

日本生協連の意見	厚生労働省の回答
<p>1. 生体牛の検査体制について</p> <p>わが国では、生後 24 か月齢以上の牛のうち、生体検査において運動障害、知覚障害、反射異常または意識障害等の神経症状が疑われたものおよび全身症状を呈するものには BSE 検査を実施することになっています。</p> <p>BSE 陽性牛がフードチェーンやフィードチェーンに入らないようにするためには、輸入相手国における生体牛の検査についても国内措置と同等の管理が必要であると考えられ、また、そのことが消費者の信頼を構築することにつながります。貴省の資料によれば、3 か国の当局の検査官が生体検査を実施することや、BSE が疑われる牛は食用が禁止されることが記載されていますが、3 か国の生体検査のレベルや、国内措置との同等性について詳しい説明を求めます。</p> <p>2. BSE 非発生国からの特定危険部位や機械的回収肉の輸入について</p> <p>今回意見募集の対象とされている 3 か国では、特定危険部位（SRM）は国産牛と同等の部位が除去され、日本には輸出できないとされています。また、機械的回収肉についても、日本向けの輸出は認められていないか、当該国で製造が禁止されているため、適切なリスク管理措置が実施されれば SRM による懸念はないものと考えます。</p> <p>一方、BSE 非発生国からの SRM や機械的回収肉の輸入については、SRM は通知により輸入を控えるよう事業者を指導する対策が取られており、機械的回収肉については明確に対策がとられていないものと認識しています。</p>	<p>1.</p> <p>今回の見直しは、米国、カナダ及びアイルランド産牛肉等について、これらの国の飼料規制、と畜場における規制等のリスク管理措置を踏まえ、月齢条件を「条件無し」としても、ヒトへの健康影響は無視できると食品安全委員会で評価されたことから、月齢制限を廃止するものです。</p> <p>2.</p> <p>世界における BSE の発生件数は 1992 年をピークに年々減少し、近年は年間数件の発生にとどまっており、OIE において「無視できるリスク国」に約 50 カ国が認定されるなど、世界的な BSE のリスクは減少していますが、現行の規制を継続することとしています。</p>

<p>BSE 非発生国であっても非定型 BSE が極めてまれに発生しうることや、SRM や機械的回収肉を海外からあえて輸入する必要性は少ないと思われることから、これらについては現行以上の強い規制を検討すべきです。</p>	
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--